

# 学校保健に関する規制 (学校保健安全法案 第5条、第6条第3項、第9条)

## ● 主管課(課長名)

文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課 (課長名：作花 文雄)

## ● 関係課(課長名)

## ● 施策目標及び達成目標

施策目標 2-5 健やかな体の育成

児童生徒の健やかな体をはぐくむため学校体育の充実や子どもの体力の向上を図るとともに、児童生徒が健康で安全な学校生活を送られるような条件整備及び生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成を行う。

## ● 規制の概要

### < 学校保健計画の策定 >

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、これまで学校保健法において策定、実施すべきとされていた「学校保健安全計画」において盛り込むべき事項として例示されていた健康診断、環境衛生検査のほか、新たに児童生徒等に対する指導等を盛り込んだ学校保健に関する事項についての計画を策定、実施する。【規制強化】

### < 学校の環境衛生の改善措置 >

学校環境を維持するために、文部科学大臣が定める学校環境衛生基準に照らし、校長が学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めるときは、遅滞なくその改善のために必要な措置を講じ、又は当該学校の設置者に対し、必要な措置を講ずるよう申し出るものとする。【規制強化】

### < 養護教諭その他の職員による保健指導の明確化 >

学校において、養護教諭やその他の教職員が、相互に連携して、児童生徒等の健康状態の日常的な観察等により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して助言を行うものとする。【規制強化】

## ● 規制の必要性

### < 学校保健計画の策定 >

現行の学校保健法では、学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画(学校保健安全計画)を立て、これを実施しなければならないこととされている(第2条)。これは、学校保健又は学校安全について具体的な実施計画を策定することにより、保健管理又は安全管理の合理的・円滑な実施を図ることを目的としたものである。

従来は、「学校保健安全計画」として保健と安全の両事項を一括した計画の策定、実施が義務付けられていたが、近年、文部科学省においては、学校保健及び学校安全の課題が深刻かつ多様になっていることを踏まえ、教職員の共通理解を容易にするために、保健に関する事項と安全に関する事項について、それぞれ別個に計画を策定するよう指導を行っている。しかしながら、依然として両者を一括して作成している学校も見られる。

このことから、「学校保健安全計画」として保健と安全が一体となっている従来の規定を分離することにより、「学校安全計画」が「学校保健計画」とは別個独立した計画として策定・実施されるよう明確化することとする。

また、現行の「学校保健安全計画」では、条文上、健康診断と環境衛生検査が例示として示されているに過ぎなかったが、近年、メンタルヘルス上の課題やアレルギー疾患等など、児童生徒等の心身の健康問題が多様化・深刻化しており、児童生徒等の健康増進の観点から、保健に係る指導に関する事項を最低限の必要的記載事項とする。

『「学校保健安全計画」の策定状況』

(「学校保健安全計画」の状況)

計画を策定している小学校 98.6%

計画を作成していない小学校 0.5%

(平成17年 文部科学省抽出調査)

### <学校の環境衛生の改善措置>

児童生徒の適切な学習環境の確保のためには、「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査の実施とその結果に基づいた適切な事後措置が必要不可欠であるが、現在、同基準が達成されていない現状がある。その理由として、同基準が通知により示されたガイドラインに過ぎず、法的な位置付けを持たないという点が指摘されていることから、同基準を学校保健法において明確に位置付け、これにより学校環境衛生の維持改善を図る必要がある。

さらに、定期衛生検査等の結果に基づく事後措置に関しては、学校保健法上は単に「学校において」行うと規定されているのみであることから、改善を図る必要のある事項が発見された場合、学校の環境衛生について現場で状況を熟知している校長が果たすべき役割を規定することで、学校環境衛生の適切な維持改善を図る必要がある。

『学校環境衛生の基準に基づく定期検査の実施状況』

「照度」の定期検査を実施した学校の割合 70. 2%

「照度」の検査結果が基準を満たしていた学校の割合 うち86. 8%

(日本学校薬剤師会 平成16年度 全国学校保健統計調査集計結果報告)

### <養護教諭その他の職員による保健指導の明確化>

心の課題を抱える児童生徒等に適切に対応するために、児童生徒等からの相談を待つて対応する健康相談のみならず、子どもの健康課題に対して専門的な知見を有する養護教諭が中心となつて、日常的な健康観察などを通じて把握した児童生徒等の健康上の課題に対する保健指導を行うことが求められており、これらの課題に対応した保健指導が適切に行われるよう、法律上、養護教諭その他の職員による保健指導の明確化を図る必要がある。

『子どものメンタルヘルスに関する問題への対応』

養護教諭が必要と判断して直接支援した子どもがいた学校の割合

小学校78. 0% 中学校95. 3% 高等学校95. 1%

養護教諭が担任や保護者から相談依頼を受けて支援した子どもがいた学校の割合

小学校79. 2% 中学校86. 3% 高等学校84. 3%

メンタルヘルスに関する問題で子どもを支援した担任の割合

小学校54. 5% 中学校78. 4% 高等学校53. 9%

(財団法人日本学校保健会 平成16年度 心の健康づくりに関する調査)

『児童生徒全体のアレルギー疾患有病率』

ぜんそく 5. 7%

アトピー性皮膚炎 5. 5%

アレルギー性鼻炎 9. 2%

アレルギー性結膜炎 3. 5%

食物アレルギー 2. 6%

アナフィラキシー 0. 14%

(アレルギー疾患に関する調査研究報告書 平成16年6月(時点))

## ●規制の便益分析

### <学校保健計画の策定>

【規制を強化することにより得られる便益】

直接便益：「学校保健計画」を適切に策定することによって、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの深刻化かつ多様化している現代の学校保健に関する課題について、教職員の共通理解が容易となり、保健管理と教育指導が整合性を持って取組む体制の整備が計画的に図られる。

社会便益：学校において、現代の学校保健に関する課題に対応した保健管理と教育指導の整合性を持って取組む体制の整備が計画的に図られることにより、学校保健の取組の充実が図られ、児童生徒等の健康増進に資する。

【規制を強化することにより軽減することができると見込まれるリスク】

リスク：保健管理と教育指導に整合性を持って取組む体制の整備が計画的に図られないことによる、学校における児童生徒等の健康問題への対応がなされないことが考えられる。

### <学校の環境衛生の改善措置>

【規制を強化することにより得られる便益】

直接便益：学校環境衛生の基準に照らした事後措置が適切に行われることにより、学校において、学校環境衛生の適切な維持改善が図られる。

社会便益：学校において、学校環境衛生の適切な維持改善が図られることにより、児童生徒等の健康の保持に資する。

【規制を強化することにより軽減することができる見込まれるリスク】

リスク：学校環境衛生の適切な維持改善が図られないことによる児童生徒等の健康問題への対応がなされないことが考えられる。

### <養護教諭その他の職員による保健指導の明確化>

【規制を強化することにより得られる便益】

直接便益：養護教諭等が、担任教諭等による日常的な健康観察を通じて、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの現代的な課題も含め健康課題について適切な指導を行う体制を構築することによって、学校保健の充実が図られるようになる。

社会便益：保健指導の体制を整備することにより、現代的な健康課題を持った児童生徒に対する適切な対応が可能となり、児童生徒の健康で健やかな成長に資する。

【規制を強化することにより軽減することができる見込まれるリスク】

リスク：保健指導の適切な実施が図られないことによる児童生徒の健康問題への対応がなされないことが考えられる。

## ●規制の費用分析

### <学校保健計画の策定>

【遵守費用】

現行の学校保健法上、各学校における「学校保健安全計画」の策定・実施は義務付けられているものであるが、児童生徒等の健康の保持増進のためには、学校保健を取り巻く課題に対応した総合的な計画が必要である。

今回の改正においては、健康診断、環境衛生検査に加え、保健に係る指導を「学校保健計画」の記載事項として追加しているが、これは保健に係る指導について整理するものであり、「学校保健安全計画」を「学校保健計画」と「学校安全計画」に分離する場合においても、各学校に新たな費用が発生するものではないため、妥当であると判断する。

【行政費用】

現行の学校保健法上、学校における「学校保健安全計画」の策定・実施は、各学校に義務づけられている。

今回の改正においては、各学校で実施している「学校保健安全計画」の策定に関する取組みそのものを変えるものではないことから、各学校に新たな費用が発生するものではない。

【社会的費用】

今回の改正は、新たな社会的費用が生じるものではない。

以上の規制の便益分析及び費用分析を考量した上で、当該規制を新たに設けることについては、妥当であると判断する。

### <学校の環境衛生の改善措置>

【遵守費用】

本規定は、校長が果たすべき役割を明確にすることで、学校環境衛生の充実を図るものであって、各学校に新たな費用が発生するものではない。

【行政費用】

学校における環境衛生の維持改善は、学校保健法上、各学校に義務づけられている。

今回の改正においては、各学校において実施している学校の環境衛生の維持改善に関する取組みそのものを変えるものではないため、新たな行政費用が生じるものではない。

【社会的費用】

今回の改正は、新たな社会的費用が生じるものではない。

以上の規制の便益分析及び費用分析を考量した上で、当該規制を新たに設けることについては、妥当であると判断する。

## ＜養護教諭その他の職員による保健指導の明確化＞

### 【遵守費用】

本規定は、学校教育法に規定されている養護教諭の職務のうち、養護教諭等が一般的に実施している保健指導における役割を明確にすることで、学校における保健指導の充実を図るものであって、養護教諭その他の職員に新たな費用負担は発生しない。

### 【行政費用】

学校において実施されるべき保健指導については、各学校においてすでに実施されている。今回の改正においては、各学校において実施している保健指導に関する取組みそのものを変えるものではないため、新たな行政費用が生じるものではない。

### 【社会的費用】

今回の改正は、必要に応じ医療機関と連携しつつ学校保健活動を実施するものであるが、これにより社会全体の健康の保持増進が図られることとなることから、新たな社会的費用が生じるものではない。

以上の規制の便益分析及び費用分析を考量した上で、当該規制を新たに設けることについては、妥当であると判断する。

## ●想定できる代替手段との比較考量

### ＜学校保健計画の策定＞

今回の改正は、深刻化かつ多様化している学校保健に関する課題に対し、教職員等が関係機関等と適切に連携し速やかに対応することが求められている現状を踏まえ、学校において、学校保健の分野に係る取組を計画的に実施することを規定するものである。

なお、各学校における「学校保健安全計画」の策定・実施は、既に学校保健法により義務付けられている。

代替手段としては、「学校保健計画」の策定について、地方公共団体の条例で定めることが考えられる。

しかしながら、児童生徒等の現代的健康課題への対応が全国各地において課題となっており、最低限必要な記載事項を法令に定め、全国一律に各学校における取組みを充実させる意義は大きいと考えられ、地方公共団体が条例で対応することで各自治体の判断による格差が生じることは、妥当でないと判断。

仮に、「学校保健計画」の策定について適切に規定しない場合、児童生徒等の健康増進のための取組を計画的に行うことが難しくなるとともに、既存の「学校保健安全計画」の内容が多岐に渡っていることから関係者間の共通理解を得ることが難しくなり、児童生徒等の健康増進が困難となることが想定されることから、妥当でないと判断。

### ＜学校の環境衛生の改善措置＞

今回の改正は、学校の設置者や校長が果たすべき役割を明確にすることで学校環境衛生の維持改善を図るものである。なお、学校環境衛生の維持改善は、すでに学校保健法により各学校に義務づけられているものである。

代替手段としては、学校における環境衛生の改善に関する業務について、一般企業等に外部委託することにより、学校の環境衛生の維持・改善を図ることが考えられるが、学校において新たな財政負担等を強いることとなるため、妥当でないと判断。

### ＜養護教諭その他の職員による保健指導の明確化＞

今回の改正は、養護教諭その他職員による実践的な指導について、学校教育法に規定されている養護教諭の職務のうち保健指導におけるものを具体的に示すものである。なお、これらの指導については、既に実施されているものである。

仮に、養護教諭その他の職員による保健指導上の役割について具体的に規定しない場合、子どもの健康問題について専門的な知見を有する養護教諭を中核とした保健指導の実施を図ることが難しくなり、保健指導に期待する教育的効果が十分に見込めないことが想定されるため、妥当でないと判断。

## ●審議会等における検討結果および有識者等の見解

### 【中央教育審議会 答申】（平成20年1月17日）

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために、学校全体としての取組みを進めるための方策について」 抜粋

### ＜学校保健計画の策定＞

多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となることから、すべての教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）を持ち、校長のリーダーシップの下、学校保健計画に基づき、教職員の保健部（係）など

の学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進することができるように組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組む必要がある。

#### <学校の環境衛生の改善措置>

学校環境衛生の維持・管理は健康的な学習環境を確保する観点から重要であることから、学校薬剤師による検査、指導助言等により改善が図られてきたところであり、その際の基準として、「学校環境衛生の基準」（平成4年文部省体育局長裁定）が定められている。しかしながら、学校において「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、子どもの適切な学習環境の確保を図るためには、定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善が求められている。そのため、完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、現在ガイドラインとして示されている「学校環境衛生の基準」の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要がある。

#### <養護教諭その他の職員による保健指導の明確化>

養護教諭に求められる役割を十分に果たせるよう、学校教育法における養護教諭に関する規定をふまえつつ、養護教諭を中核として、担任教諭等及び医療機関など学校内外の関係者と連携・協力しつつ、学校保健も重視した学校経営がなされることを担保するような法制度の整備について検討する必要がある。

【政策評価に関する有識者会議】（平成20年2月5日～12日意見聴取）

- ① 評価結果の記載については、項目を設けるなど工夫すべきである。
- ② 使用したデータ・資料の出典（年度）を記載すべきである。

#### ● レビューを行う時期

5年を目途に検討

#### ● 備考

特になし